



# 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の 被保険者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の要件を満たす方は、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料が減免となります。

## 保険料・保険税の減免の対象となる人

- |  |  |
|--|--|
| <p>①新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の人</p> <p>⇒保険料(税)の全額免除</p> | <p>②新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の令和3年の収入が、前年と比べて10分の3以上減少すると見込まれる世帯の人</p> <p>⇒保険料(税)の一部を減額</p> |
|--|--|

## 申請方法等

### ◆持ち物◆

- 事業収入減の場合  
⇒令和2年分確定申告書及び令和3年1月1日から申請日前月までの事業収入がわかるもの。
  - 給与収入減の場合  
⇒令和2年分源泉徴収票の写し及び令和3年1月1日から申請日前月までの給与明細。
- 上記書類を持参の上、申請をお願いします。

### ◆申請・提出場所◆

- 国民健康保険税  
⇒庁舎1階 住民環境課 国保年金係
- 後期高齢者医療保険料
- 介護保険料  
⇒庁舎1階 保健福祉課 介護保険係

その他の詳細は、町ホームページをご覧ください。担当までお問い合わせください。

**国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者の方で新型コロナウイルスに感染もしくは感染が疑われ療養のため労務に服することができなかった場合は、傷病手当金が支給されます。**

新型コロナウイルス感染症により、労務に服することができなくなり、勤め先から給与収入が得られなくなった方については、傷病手当金の支給があります。  
詳しくは国保年金係までお問い合わせください。

【対象期間】令和2年1月1日～令和3年9月30日（延長される場合があります）

### 【特定健診に関するお知らせ】

国保被保険者を対象とした特定健診を6月から開始しています。今年度の集団健診は、残り3回となりました。どの日程もまだまだ空きがありますので、受診がお済みでない方は受診をお願いします。1年に1回は健診を受け、健康的な毎日を過ごせるようにしましょう！

《健診日程》※事前に電話により日程をご予約ください。(受付：国保年金係)  
10/1(金) 午前・午後、10/29(金) 午前、11/5(金) 午前



- 問い合わせ 国民健康保険・後期高齢者医療制度について  
下諏訪町 住民環境課 国保年金係 ☎27-1111 (内線139・140)
- 介護保険について  
下諏訪町 保健福祉課 介護保険係 ☎27-1111 (内線125)

# 広報

No.702

小さくてもきらりと  
光る美しいまち

発行 下諏訪町  
編集 総務課  
情報防災係

〒393-8501  
長野県諏訪郡下諏訪町4613-8  
☎ 0266-27-1111  
FAX 0266-28-1070  
メール jyoho@town.shimosuwa.lg.jp

下諏訪町ホームページ  
http://www.town.shimosuwa.lg.jp